

人間環境大学大学院松山看護学研究科教育課程及び履修方法に関する規程

(準拠)

第1条 本規程は、本学大学院学則（以下「大学院学則」という）第28条第2項の規定に基づき、松山看護学研究科（以下「研究科」という）の教育課程および履修方法に関して、必要な事項を定める。

2 編入学又は転入学を許可された者の履修方法については別に定める。

(授業科目の区分)

第2条 本研究科の授業科目として、共通科目および専門科目をおく。

2 前項の授業科目名称および単位数は、別表1および別表2のとおりとする。

(教育課程および履修方法)

第3条 本研究科博士前期課程および博士後期課程において修得すべき単位数は博士前期課程30単位以上、博士後期課程16単位以上とする。

2 科目種類別の必要修得単位数は、次のとおりとする。

博士前期課程履修単位

1. 共通科目（必修科目）	8単位
2. 共通科目（選択科目）	6単位
3. 自己専門領域の特論、特別演習、特別研究Ⅰ・Ⅱ	12単位
4. すべての領域の特論、または共通科目（選択） (2年次に履修することも可能)	4単位
修了要件単位数	30単位

博士後期課程履修単位

1. 共通科目（必修科目）	2単位
2. 共通科目（選択科目）	4単位
3. 自己専門領域の特論、特別演習、特別研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ (2年次以降に履修することも可能)	10単位
修了要件単位数	16単位

第4条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期に授業および研究指導を行うことができる。

(履修すべき科目の登録)

第5条 学生は、履修する各自の研究分野を定めて、その目的に適するよう指導教員の指示により、授業科目を履修するものとする。

2 学生は、毎学期の当初に、当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

(他の大学院等における授業科目の履修等)

第6条 大学院学則第34条の規定に基づき、本研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生に他の大学院の科目を履修することを許可する。これにより修得した単位を、10単位を超えない範囲で本研究科において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が休学することなく、外国の大学院に留学した場合に準用する。

(入学前の既修得単位等の認定)

第7条 大学院学則第35条の規定に基づき、本研究科が教育上有益と認めるときは、学生が、入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）について、10単位を超えない範囲で本研究科において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、外国の大学、短期大学を卒業又は中途退学し、本学に入学を許可された者について準用する。

3 前2項による単位の認定方法その他必要な事項については、研究科委員会の定めるところによる。

(単位の認定)

第8条 本研究科において所定の授業科目を履修した者に対して試験を行う。ただし、研究科委員会において平常成績をもって試験の成績に代えることを認めた授業科目については、この限りではない。各授業科目の履修を修了した者には、認定のうえ単位を与える。

2 履修科目に関する試験の方法は、各科目の担当者がこれを決定する。

(成績評価)

第9条 大学院学則第33条に定める成績は、下記の評価基準により認定する。

評価点等	評語	合否等	評価基準
100～80点	A	合格	到達目標を達成している (Very Good)
79～70点	B		到達目標を達成しているが不十分な点がある (Good)
69～60点	C		到達目標の最低限は満たしている (Pass)
60点未満	D	不合格	到達目標の最低限を満たしていない (Failure)

2 前項に定める履修成績D（不合格）以外に、下記のいずれかに該当する場合は、不合格とする。

評価点等	評語	合否等	点数
試験欠席	E	不合格	試験不受験、課題未提出により成績評価要件を満たしていない (Withdrawal)
欠席過多	F		出席不足等により成績評価要件を満たしていない (Withdrawal)

3 大学院学則第34条及び第35条の定めにより認定された単位については、下記のとおり表示ものとする。

認定	N	認定	本学以外で修得したもので本学が単位認定したもの (Credit given under Credit provision)
----	---	----	---

(研究指導)

第10条 博士前期課程及び博士後期課程における研究指導の実施に関する詳細については別途定める。

(課程の修了)

第11条 博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、第4条に定める所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士学位論文の審査および最終試験に合格することとする。

2 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、第4条に定める所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士学位論文の審査および最終試験に合格することとする。

- 3 博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受け退学した者に、単位取得退学証明書を交付することができる。

(学位の授与)

第12条 修士の学位は、博士前期課程を修了した者に、大学院学則および本学学位規程（以下「学位規程」という。）の定めるところにより、学長がこれを授与する。

- 2 博士の学位は、博士後期課程を修了した者に、大学院学則および学位規程の定めるところにより、学長がこれを授与する。

- 3 学位の授与に関する必要事項は、本規程によるほかは、大学院学則、学位規程および大学院松山看護学研究科における研究指導に関する内規の定めるところによる。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、履修方法等に関し必要な事項は、研究科委員会が定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、松山看護学研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は、令和5年4月1日から施行する。